

○配置指定について（通達）

昭和 43 年 3 月 29 日

海幕人第 1652 号

改正 昭和 46 年 3 月 29 日 海幕人第 1639 号〔第 1 次改正〕

平成 8 年 8 月 26 日 海幕人第 3900 号〔第 2 次改正〕

平成 10 年 12 月 8 日 海幕補第 5725 号〔第 3 次改正〕

平成 12 年 3 月 3 日 海幕補第 1 0 7 5 号〔研修生等(専攻科課程に準ずるものを除く。)の選抜等の一部変更について（通達） 4 項による改正〕

平成 19 年 8 月 30 日 海幕補第 6039 号〔第 3 次改正〕

平成 29 年 11 月 1 日 海幕防第 469 号〔音響測定隊の編制に関する訓令の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達） 1 項による改正〕

令和元年 12 月 24 日 海幕補第 1367 号〔第 4 次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

配置指定について（通達）

標記について、下記のとおり定め昭和 43 年 5 月 1 日から適用するので通達する。

なお、海幕人第 6488 号（37.11.9）は、昭和 43 年 5 月 1 日以降新たな配置指定には適用しないものとし、同年 6 月 30 日をもって廃止する。本通達の適用により、新たに配置指定を行なう必要の生じた者及び従来の配置指定を変更する必要がある者については、昭和 43 年 7 月 1 日までに逐次各配置指定権者が改めて配置指定を行ない（この場合、配置指定のそれぞれに（通達改正による配置指定）と附記するものとする。）、補職権者に報告するものとする。

記

1 配置指定の対象

配置指定は、部隊、部課室等勤務を命ぜられた者、又は艦艇乗組を命ぜられた者に対して、補職された日と同日付をもつて行ない、補職の「職」を命ぜられた者又は部隊等付を命ぜられた者に対しては配置指定を行なわないのを原則とする。

2 配置指定権者

配置指定権者は次のとおりとする。

- (1) 次発人 1 第 188 号（37.11.1）別記海上自衛隊の部の「機関、部隊等」欄に掲げる部隊等（自衛艦を除く。）の長
- (2) 海上幕僚監部の各部等の長及び各部各課等の長
- (3) 補職の「職」以外の乗組員が、「艦又は艇乗組及びクルー勤務」として補職される自衛艦の艦艇長及びクルー長

3 配置指定の要領

(1) 配置指定の方法

配置指定は個別命令をもつて行なう。ただし、海上幕僚監部の各部等の長及び各部各課等の長は配置指定書をもつて行なう。これらの様式はすべて人事日報の様式（海幕人第 5644 号（10.12.8）に基づき補給本部長の定める様式によるものとする。

(2) 配置指定の範囲

ア 職に指定する者

(ア) 政令、総理府令、訓令及び達（海幕防第 2633 号（21. 4. 1）に基づく部隊及び機関の内部組織の細部規定を含む。以下同じ。）に定める編制又は内部組織上の職（補職の「職」を除く。）に配置する者については、その職に指定する。

(イ) 機関、部隊等の内において、部、課、隊、科等にかえて「何々官」等の職が設けられている場合に、その職を補佐させる者については、当該職付に指定する。特殊の事情による者及び特定の職務に対して補職された者についても、これに準ずることができる。

イ その他の者については、次による。

(ア) 部隊、部課室等勤務を命ぜられた者のうち、陸上関係、航空関係の定員に基づく者については、訓令、達に定める部、課、室、係、隊、班、（分隊におかれる班を除く。）、科、所に配置する。

(イ) 部隊、部課室等勤務を命ぜられた者のうち、海上関係の定員に基づく者については、自衛艦をもつて編成される隊、自衛艦におかれる科（排水量 200 トン未満の自衛艦については艇までの区分にとどめる。）、居住指定船（支援船の船内の組織等に関する達（昭和 41 年海上自衛隊達第 15 号）第 1 条に定める「居住指定船」をいう。）におかれる科（排水量 200 トン未満の居住指定船については船までの区分にとどめる。）、あるいは訓令、達に定める課、係、隊、班、科に配置する。ただし、課等に配置する場合は、海上員であることを指示するものとする。

(ウ) 艦艇（排水量 200 トン以上の自衛艦に限る。）乗組を命ぜられた者については、訓令に定める科に配置する。

(3) 定員

配置指定権者は定員の範囲内において配置指定を行なう。ただし、特に必要な場合に限り、補職権者の同意を得て定員の総表のわく内であれば、配置指定すべき内部の編成、組織等について定められた定数を一時的に越えて配置指定することができる。

(4) 補職権者の指示

次の場合は、補職権者の指示に従って配置指定を行なう。またこの場合配置指定を行なった者の指定変更については、補職権者の承認を要する。

ア 指定すべき職を補職権者が指示して補職した場合

イ 赴任旅費を要する配置指定先を予定した補職の場合及び赴任旅費を必要とする隊、所等に配置指定替えを行なう場合

ウ 乗組員に指定すべき員数の枠をこえる場合

4 配置指定実施の特例

(1) 補職の「職」を命ぜられた者に対して次の場合は、配置指定を行なうことができる。

ア 学校教官、司令部幕僚等職務の一般的な名称の「職」を命ぜられた者で、具体的にその担任すべき職務の内容と範囲を指定する必要のある場合

イ 定員上配置指定権者の指定すべき職と兼務することになっている場合又は欠員等を補うため、補職の「職」を命ぜられた者に兼務指定することが適当と判断され、補職権者の同意を得ている場合

(2) 配置指定の解除

現補職のまま入校等又は外国出張を命ぜられ、あるいは病気休暇等のため、職に指定した者がその職務につけない場合その者の指定を解除し、他の者を当該職に指することができる。

(3) 兼務指定

二つ以上の職又は配置を兼務して配置指定するのは、定員上兼務とされている場合、欠員を補う場合及び補職権者の指示による場合とする。事務の都合等により配置指定権者が兼務指定を行なう場合は、補職権者の同意を得なければならない。

(4) 配置指定権者を異にして兼補された者に対する配置指定

兼補先における配置指定は補職権者の指示によるものとする。

(5) 配置指定の省略

次の期間中は、配置指定を省略することができる。

ア 申継ぎその他の理由により、短期の重複期間において後任者が補職された場合、後任者に対して前任者と交代するまでの間（職に指定する者に限る。）

イ 補職後まもなく入校等又は外国出張を命ぜられることが確実である場合にその者が職務に復帰するまでの間ウ 休職期間

エ 前第2号による配置指定解除の期間

オ 部隊実習のため補職された者の実習期間

(6) 某職代理（事務取扱）の指定

配置指定をした職のうち、隊長、艇長、船長等重要な責任を有する者が短期間事故がある場合、補職権者の同意を得てその者の指定を解除することなく、他の者を期間を限って当該職代理（事務取扱）に指定することができる。

5 勤務記録表への記載

(1) 配置指定権者は、配置指定を行なった都度、速やかに人事記録に関する達（令和元年海上自衛隊達18号）第3条に規定する方法により、勤務記録表に記載する。ただし、次については、人事記録に関係のない配置指定として記載しないものとする。

ア 分隊長、分隊士、分隊におかれる班長警衛士官及び警衛海曹の指定

イ 某職代理（事務取扱）の指定

(2) 配置指定権者は前号の方法によることができない場合は、速やかに個別命令又は配置指定書の写を、補職権者に送付する。当該個別命令又は配置指定書の写を受領した補職権者は、前号の方法により勤務記録表に記載する。

6 配置指定の書式

配置指定の書式については、別表に示す例による。

添付書類：別表

別 表

補 駐 様 式	配 置 指 定 例	備 考
1 基本的な考え方		
(1) 新たに主配置に配置する場合	「〇〇に配置する」	
(2) 主配置を変更する場合	「〇〇に配置する」	前の主配置を解く必要はない。
(3) 主配置と同時に兼務配置にする場合	「〇〇に配置する 兼ねて〇〇に配置する」	「〇〇兼ねて〇〇に配置する」、「〇〇兼〇〇に配置する」など省略表記はしない。
(4) 主配置と同時に二つ以上兼務配置にする場合	「〇〇に配置する 兼ねて〇〇に配置する 兼ねて〇〇に配置する」	
(5) 兼務配置のみを解く場合	「〇〇の配置を解く」	「〇〇の兼務を解く」とはしない。
(6) 二つ以上の兼務配置のみを解く場合	「〇〇の配置を解く 〇〇の配置を解く」	兼務配置は一つずつ解く。 「〇〇の配置を解く兼ねて〇〇の配置を解く」とはしない。
(7) 新たに兼務配置のみを追加する場合	「兼ねて〇〇に配置する」	
(8) 新たに二つ以上の兼務配置のみを追加する場合	「兼ねて〇〇に配置する 兼ねて〇〇に配置する」	兼務配置は一つずつ配置する。 「兼ねて〇〇兼ねて〇〇に配置する」「兼〇〇兼〇〇に配置する」など省略表記はしない。
(9) 主配置を変更し、兼務配置を解く場合	「〇〇の配置を解く 〇〇に配置する」	兼務配置は解かない限り継続するため兼務配置は必ず解く。
(10) 主配置を変更し、兼務配置はそのまゝの場合	「〇〇に配置する」	主配置を変更しても兼務配置は解かない限り継続するため、新しい主配置に配置する。

(11) 主配置はそのまま、 兼務配置を変更する場合	「〇〇の配置を解く 兼ねて〇〇に配置する」	前の兼務配置を解いた 後、新しい兼務配置に 配置する。 A班配置兼B班配置の 者をA班配置兼B班長 指定に変更する場合は B班配置の兼務を解く。
(12) 主配置及び兼務配置 とも変更する場合	「〇〇の配置を解く 〇〇に配置する 兼ねて〇〇に配置する」	一旦前の兼務配置を解 いた後、新しい主配置 及び兼務配置に配置す る。
(13) 兼務配置を主配置に 変更する	「〇〇に配置する」	兼務配置は解かない限 り継続するのが原則で あるが、この場合は解 くことなく、主配置と して配置する。
(14) 主配置と兼務配置を 入れ替える場合	「〇〇に配置する 兼ねて〇〇に配置する」	この場合も解くことな く、主配置及び兼務配 置に配置する。
2 具体例		
(1) 海上幕僚監部 課勤務	「企画班に配置する」 「給与室に配置する」	人事計画課 厚生課
(2) 地方總監部 ア 課勤務 イ 部勤務	「人事係長に指定する」 「援護係に配置する」 「第3幕僚室に配置する」	人事課 援護業務課 防衛部
(3) 編成上司令部のある 部隊の司令部 ア 幕僚 イ 司令部勤務	「監理幕僚に指定する」 「副官に指定する」 「庶務班長に指定する」 「作戦幕僚部に配置する」	訓令で定める職又は内 部組織で定める職に指 定 内部組織で定める幕僚 部に配置」

(4) 護衛艦、潜水艦等をもって隊編成された部隊の隊勤務		配置指定しない
(5) 自衛艦乗組	「水雷長に指定する」 「船務士に指定する」 「機関科に配置する」	
(6) 掃海隊勤務	「隊に配置する」 「とびしま船務長に指定する」 「いずしま掃海科に配置する」	隊の司令部要員
(7) その他の隊(所)(航空部隊を除く。) ア 隊(所)勤務(内部組織の多い隊(所))	「教務科教材整備係長に指定する」 「指導部船務科航海班に配置する」 「教育第1部教官に指定する」 「整備部機雷整備科機雷整備係に配置する」 「磁気測定所測定科運用係長に指定する」 「電飛整備所総務係に配置する」	潜 訓 横指隊 横 教 呉弾補所 佐造補所 函 基
イ 隊(所)勤務(内部組織の少ない隊(所))	「本部総務科人事係に配置する」 「総務科に配置する」 「送信所に配置する」	本部のある部隊にあっては、本部を冠する。 小規模な部隊で係の組織のない隊(所) システム通信隊
ウ 隊勤務(艦艇をもって編成する隊)	「第42掃海隊ひこしま掃海科に配置する」 「第43掃海隊に配置する」	掃海隊

	「第1ミサイル艇隊ミサイル艇3号機関長に指定する」	ミサイル艇隊
エ 隊(所)勤務(特務艇、支援船等が置かれ隊(所))	「特務艇はしだて艇長に指定する」 「横須賀水中処分隊水中処分母船3号運用科に配置する」 「港務隊(海上員)に配置する」	警備隊 海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する達(昭和38年海上自衛隊達第109号)別表に掲げる支援船(以下「居住指定船」という。)にあっては、直接船又は船内の科に配置する。 居住指定船でない支援船の運航に当たるもの(海上定員)は、()内に海上員と指示する。
(8) 航空関係部隊	「本部運用班に配置する」	航空隊甲
隊勤務	「航空隊基地隊運航班長に指定する」	航空隊乙
	「第〇補給隊燃料班に配置する」	整備補給隊
(9) 学 校		
ア 学校教官	「教育第1部砲術科長に指定する」	1 術校
	「教育第1部蒸気教官室に配置する」	2 術校
イ 学校勤務	「総務部経理課経理係に配置する」	1 術校
	「総務部港務課港務係(海上員)に配置する」	(海上定員)
	「学校教官に指定する。教育部航術、船務科に配置する」	候 校
(10) 病 院	「診療部内科長に指定する」	病 院
	「診療部内科に配置する」	

(11) 特殊の場合 ア 乗組(艦付) (解除) イ 隊(所)勤務 (兼務配置) (兼務解除) ウ 定の職務に指定する 場合	「教育部教官に指定する」 「艦長付(実習員指導官)に指定する」 「船務士の指定を解く」 「兼ねて同隊補給班に配置する」 「兼ねて同部同科調査係に配置する」 「補給隊補給班の配置を解く」 「補給隊調査係の配置を解く」 「補給隊補給班の配置を解く。 同隊調達班の配置を解く」 「副長付(就職援護担当)に指定する」	横 病 練艦隊の特定の職務に対して補職された者 入校(任務課程)による配置指定の解除 補給隊調達班に配置した者について同日付で兼務配置をする場合。 造修補給所計画調整部補給管理科補給計画係に配置した者について同日付で兼務配置をする場合。 複数の配置を同日付で解く場合。配置の指定と解除を同日付で行う場合も同じ。
	注：船舶の名称は、船舶及び航空機の配属、 装備、総表等に関する連（昭和48年海上 自衛隊連第7号）の規定によるものとし、 自衛艦については、「名称」を、支援船 については、「船型」及び「名称」（名称 に船型が含まれるときは、船型を省略す る。）を用いるものとする。	